

神戸町西座倉土地区画整理事業の事業計画（第4回変更）の縦覧について

土地区画整理法第39条第1項に基づき、神戸町西座倉土地区画整理事業の事業計画（第4回変更）認可申請書が提出されましたので、同法第39条第2項の規定により準用する第20条第1項の規定に基づき、事業計画（第4回変更）の縦覧を行います。

縦覧について

【縦覧内容】

神戸町西座倉土地区画整理事業の事業計画（第4回変更）

【縦覧期間及び縦覧時間】

令和8年4月20日（月）から令和8年5月3日（日）まで
平日午前8時30分から午後5時15分まで
（閉庁日は、神戸町役場宿日直室）

【縦覧場所】

岐阜県安八郡神戸町大字神戸 1111
神戸町役場 産業建設部 建設課